

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年六月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳一

一 許可番号

平成二十六年十月二十四日

指令川建セ第二六〇〇七三〇号

二 検査済証番号

平成二十七年六月二十二日

川建セ第二七〇〇一七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字下伊草字角泉脇三百七十七番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県富士見市ふじみ野東四丁目十五番地一 グロージングふじみ野二〇四

三科 宗之